

T. Mukiyama
3800 Oak St.
Vancouver B.C.



Mr. K. Kimura
Cascade B.C.
Canada



Source: Nikkei National Museum, 2010-4-4-10-1-2

www.nikkeimuseum.org

詳説

此の度、唐突トシ本状を差上げ、非礼をお許し下さぬ。是は、山崎村の山崎と申す者で、横山政也印の意思に當るものと云ふ事。貴殿は、或いは、父政也印を御存知やと思ふ事。父は、戦前、バンクーバー島のエーレットにて、日本人真業組合に加入し、ソローリング真業として居りました。

若令に違へた父は、エーレットを引揚げ、日本(和歌山縣日高郡三尾村)へ帰(る)に際し、自己所有のソローリング船並にライセンスを同郷の人、倉橋健次氏に賣渡す事になり、一九四二年十月中旬、丁、井上氏を介して、老儀書替をし、譲渡手続をし

高橋 管理

見送りました。当時、日本間の玉文は風雪急を告げ、為に、父も、船の代金を持て、日本へ帰(る)ので、其の代金の受取人を指定し、双方之の契約の履行を約束し、別れたら、倉橋氏と父とは同郷のよしみで、別に形式は、契約書と作成する事も無く、只口頭で、謂はば、仲士協約をなまこした。

斗の甚く後、間もなく、第二次大戦の勃発。通信は杜絶し、其記の船も代金も送金出来ぬ。まごの状態で終戦を迎へたのでありませう。

再び平和到来と昔に、倉橋氏に對し、代金決済を申し込まれた。斗の間に、厄介な問題のもちよつたのです。

即ち、倉橋氏は、あの船は、横山政也印名義のまごが、政府對有管理本國會 (Carpenter) に没収されたので、私に、倉橋氏は、父の義務のな、と通信して来ませう。

崩壊と昔に、日本人の真業は、ことごとく、カナダ政府のものに押(え)らるゝ事、是れは、明らかにも、通りであつたのです。

けれども、戦争の起きたりは、倉橋氏と父と賣買契約を、一から一月半、三月後、二人の間、現金の賣渡の、無かつたとは、一、夫等は、名目共に、船の

所有権は父から倉橋氏に移ったものと解釈し、又其の当時父と同様の
のケースで、同ド時機に船並にライヤンスの買収をした人の数人居り、バシ
も完全な消んで居り、買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する
事には子々孫々に押し、
「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」

「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」
「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」
「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」

其の当時の情況に於ては、父は其の述の通り戦争中に日本に帰へてしま
え、
「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」

「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」
「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」
「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」

「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」
「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」
「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」

上記の事情に於て、一日も早く此の問題を片づけて、出来事なら双方
同満に解決したいと思つて居り、
「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」

記録に於て、父、横山政次郎の真船「KIMIKO」並にライヤンスの倉橋氏
に譲渡するや否や、
「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」

「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」
「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」
「買収人は戦争の爲一層も其の船で營業する」

に就て御調査の上、御一報願へ度、御多用中誠に不躰にお願ひ
恐儲下り御此類申上げ奉り

尚本件にもまゝでは、後日貴殿に一切御迷惑をおかけの様は事決して
ありまゝ改め為念

かゝるに出入る事情におんみ、本末なら一層考へ上拜眉の上、御教示願ひ
名礼儀でもあり奉り、遠隔の政意も如く奉り、甚だ失礼と存下
まゝに書状を以て御協力をお願ひす、次第でござん奉り
右御此類迄

六月五日

敬告

木村岸三様

破山正司